
第六次富士市総合計画

策定方針

はじめに（第六次富士市総合計画の策定に向けて）

本市では、市政運営の礎となる第五次富士市総合計画が平成 32 年度に終了となることから、新たな総合計画である第六次富士市総合計画を平成 30 年度から平成 32 年度まで 3 か年かけて策定いたします。

新しい総合計画の策定にあたっては、市民の皆様にもっと近い基礎自治体として、まちの賑わいを生み出し産業・経済が活性化し、誰もが住みたい・住み続けたいと思える暮らしをどのように実現するのかなどを、市民や事業者等の皆様からご意見・ご提案をいただきながら議論し、本市の未来を切り拓く計画にしたいと考えています。

本市は、富士山や利便性の高い広域交通網のほか、将来性のある産業、市民の皆様や多くの企業・団体との協働によるまちづくり活動など、多くのポテンシャルを持っており、更なる飛躍に向け多彩な魅力を持つ都市です。

一方で、国や多くの地方自治体と同様に、本市においても、少子化の進行による人口の減少、都市インフラの老朽化のほか、社会保障関連経費の増大に伴う厳しい財政など、将来を見据えて乗り越えなければならない課題が山積しており、効果的かつ効率的な市政運営に努めていくことが必要となっています。

この「策定方針」は、このような現状や課題を市民や事業者等の皆様と共有した中で、本市の未来について共に考える総合計画を策定するため、そのスタートとして、とりまとめるものです。

本市が、厳しい都市間競争を生き抜き、世界遺産である富士山にふさわしい持続可能な都市を目指し、市民一人ひとりがかけがえのない個人として尊重され、心豊かに生き生きと暮らし、明るい未来に向かってチャレンジできるよう、オール富士市で新しい総合計画の策定に向け取り組んでまいります。

目次

1	富士市の総合計画	1
1	総合計画の位置付け	
2	総合計画の役割	
3	富士市の総合計画策定の経緯	
2	第六次富士市総合計画の策定方針	4
1	策定のねらい	
2	計画期間と構造	
3	策定方針	

1 富士市の総合計画

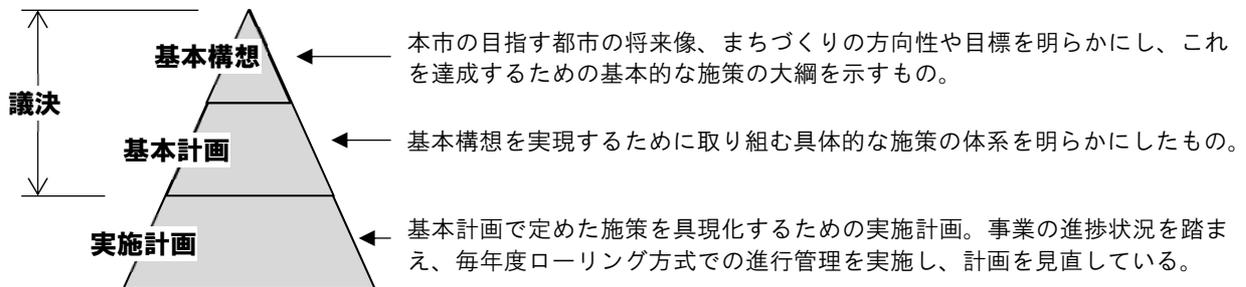
1 総合計画の位置付け

本市及び全国の地方自治体の多くは、めざす都市の将来像、まちづくりの方向性や目標を明らかにし、これを達成するための基本的な施策の大綱を示した基本構想、基本構想を実現するために取り組む具体的な施策の体系を明らかにした基本計画、基本計画で定めた施策を具現化するための事業を示した実施計画などからなる「総合計画」を策定し、市政運営を行っています。

このうち基本構想は、地方自治法において、市町村が、その地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るために定めることとされていましたが、地方分権改革の取組の中で、地方自治法の一部を改正する法律が、第五次富士市総合計画の策定後の平成 23 年 8 月 1 日に施行されたことに伴い、策定の義務付けがなくなりました。これは、総合計画がその役割を終えたということではなく、地方分権の一環として市町村の自主性の尊重と創意工夫の発揮を期待する観点から義務付けが廃止されたものであり、策定義務付け廃止後もほとんどの地方自治体が基本構想を策定しています。本市にとっても、市政運営を計画的に行うためには、市政運営全体を見据えた中長期的な方針や計画が必要であると考えます。

また、本市においては、「富士市市政に係る重要な計画の議決等に関する条例」が平成 22 年 10 月 8 日に施行され、基本構想及び基本計画の策定、変更または廃止について、市議会の議決を経ることになっています。このため、現行の第五次富士市総合計画後期基本計画は、本市の市政運営の最上位計画として、平成 27 年度に市議会の議決を経て策定しています。

◀ 計画の構成 ▶



2 総合計画の役割

少子高齢化の進展による人口減少など、本市を取り巻く状況が大きく変化している中、多様化する市民ニーズに対し、行政だけでなく様々な主体が強固な連携のもと、相互に協力しながら取り組むことがより重要となっています。

このため、本市の総合計画は、次のとおり 4 つの指針としての役割を持っています。

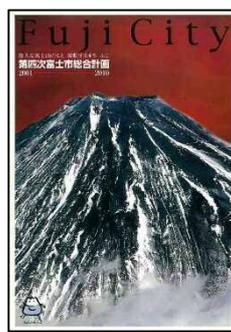
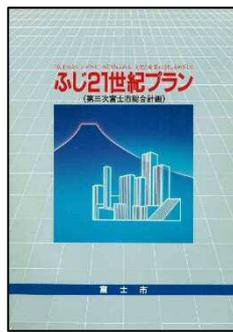
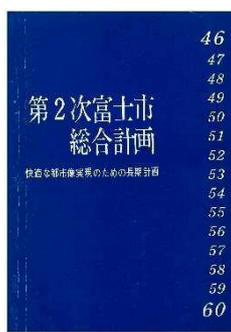
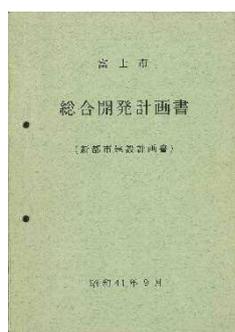
◀ 総合計画の役割（4 つの指針） ▶

- 市民や事業者、行政が共通して目指すまちづくりを進めるための指針
- 市財政の長期的な展望を踏まえながら、総合的かつ計画的な行政経営を行うための指針
- 市の最上位計画として、各分野における個別計画を策定する際の指針
- 国・県などが本市に係る計画策定や事業を実施する際に、最大限尊重されるべき指針

3 富士市の総合計画策定の経緯

本市の総合計画は、総合的かつ計画的な市政運営を図るため、昭和41年の新市誕生に伴う新都市建設計画として「富士市総合開発計画」を策定したことから始まり、その後、昭和46年度から昭和60年度までを計画期間とする「第二次富士市総合計画」、昭和61年度から平成12年度を計画期間とする「第三次富士市総合計画」、平成13年度から平成22年度を計画期間とする「第四次富士市総合計画」、平成23年度から平成32年度を計画期間とする「第五次富士市総合計画」まで、各計画期間の後期に基本計画を見直しているものの五次に亘り策定しています。

	富士市総合開発計画	第二次富士市総合計画
めざす都市像	生産と生活が調和する産業文化都市	快適な都市像の実現 (豊かで美しく住みよい都市づくり)
計画期間	昭和42(1967)年度～ 昭和45(1970)年度 (4年間)	昭和46(1971)年度～ 昭和60(1985)年度 (15年間)
背景・課題等	<ul style="list-style-type: none"> 高度成長期 主な課題は、産業振興、公害対策、産業基盤整備の経済開発と、社会福祉施設や市街地整備、新市庁舎建設などの社会開発。 	<ul style="list-style-type: none"> 安定成長期 主な課題は、公害対策、都市基盤・生活基盤の整備など。
各論の構成	<ul style="list-style-type: none"> 経済開発 <ol style="list-style-type: none"> 産業の振興 農林漁業、工業、商業・観光 公害 騒音・振動、大気汚染、水質汚濁 産業基盤の整備 交通施設、通信・エネルギー 社会開発 文教施設、社会福祉施設、衛生施設、労働施設、レクリエーション施設、公安施設、住宅、市街地開発、地区センター、新市庁舎建設 など 国土保全 治山・治水 	<ol style="list-style-type: none"> 都市基盤の整備 土地利用、水利用、道路・鉄道・港湾・通信機能・電気・ガス 生活基盤の整備 街路・公園・土地区画整理、住宅、上下水道、公害、消防、防災 教育・文化の向上 学校教育、社会教育、文化・体育振興 市民福祉の向上 社会福祉、保健衛生、労働福祉 郷土保全 治山、砂防、河川、海岸保全 産業の振興 農業、林業、漁業、工業、商業、観光
見直し等		富士市総合計画(昭和53年度策定)…急激な都市化の進展、公害、災害等への対応



	第三次富士市総合計画	第四次富士市総合計画	第五次富士市総合計画
	富士山をシンボルに みどりあふれる 文化と産業のまち	雄大な富士山のもと 躍動するまち ふじ	富士山のふもと しあわせを実感できるまち ふじ
	昭和 61(1986)年度～ 平成 12(2000)年度 (15 年間)	平成 13(2001)年度～ 平成 22(2010)年度 (10 年間)	平成 23(2011)年度～ 平成 32(2020)年度 (10 年間)
	<ul style="list-style-type: none"> バブル時代からバブル崩壊後の経済変革期 産業・経済のグローバル化 	<ul style="list-style-type: none"> バブル崩壊後の経済変革期 少子高齢社会の急速な進行 地方分権の進展 情報通信技術の進展 	<ul style="list-style-type: none"> 人口減少時代の到来 安全で安心できる社会への期待 地球環境問題の深刻化 ユビキタス社会への対応 経済のグローバル化と雇用環境の変化 地方分権の進展と地域経営への期待
	<ol style="list-style-type: none"> 緑豊かな安全のまち 公園、水環境、災害、消防、防犯、交通安全、地下水、エネルギー 健康で住みよいまち 保健、医療、環境汚染、廃棄物処理 ふれあいのある快適なまち 市民参加、市街地整備、道路、上下水道、交通 思いやりのある福祉のまち 地域福祉、児童、障害者、自立、社会保障、勤労者・消費者 高齢者の生きがいと活力あるまち 高齢者福祉、高齢者の社会参加、高齢者学習 心豊かな人づくり 生涯学習、幼児・学校教育、青少年健全、男女共同、文化、スポーツ いきいきとした産業のまち 工業、商業、観光、農業、林業 	<ol style="list-style-type: none"> 人と自然が調和する環境づくり 地球環境、自然環境、生活環境、廃棄物・資源・エネルギー、地下水・上下水道 いきいきと働ける仕事づくり 工業、商業・流通・観光、農林業等、労働・雇用 健やかで温もりのある暮らしづくり 保健・医療、地域福祉、社会参加、子育て・生きがい、社会保障、消費生活 こころかよいう豊かな人づくり 学校教育、社会教育・スポーツ・文化・青少年育成、男女共同参画、コミュニティ、国際交流 安全で心地よい快適な街づくり 道路・交通・情報通信、市街地整備、防災・治山・治水・消防・救急、住宅・公園 	<ol style="list-style-type: none"> 安全・安心(安全で暮らしやすいまち) 市民安全、危機管理、消防・救急・救助、治山・治水 健康・福祉(健やかに安心して暮らせるまち)保健・医療、子育て、公的支援、地域福祉 産業(産業が交流するにぎわいのまち)産業交流・観光、工業、商業・流通、農林水産業、労働・雇用 環境(人と自然が共生し環境負荷の少ないまち)地球環境、自然・生活環境、循環型社会、水環境 教育・文化(魅力ある教育を実現するまち)学校教育、社会教育・青少年健全育成、市民文化、生涯スポーツ 都市基盤(人にやさしい便利で快適なまち)市街地整備、道路・交通、景観・公園・住宅 都市経営(市民と創る新たなまち)市民主役都市、行政運営、健全財政、市民満足、情報公開
	後期基本計画(平成 7 年度策定) ・ 21 世紀への橋渡し	後期基本計画(平成 17 年度策定) ・ 少子高齢社会 ・ 地方分権社会	後期基本計画(平成 27 年度策定) ・ 都市活力再生戦略の位置付け ・ 施策、指標の見直し等

2 第六次富士市総合計画の策定方針

- 今後も本市が地域を牽引する中核的な都市として力強く発展し続け、子ども達の笑顔があふれ、若い世代が将来に希望を持ち、高齢者が元気に生きがいを持って暮らしていけるよう、新たなまちづくりの指針となる第六次富士市総合計画を策定します。
- 計画期間は平成42（2030）年度までの10年間とします。
- 策定にあたっては、ポイントとなる年次や課題を整理した上で、多くの市民の皆様等からの意見を反映するなど、市民との協働を基本にした計画づくりを重視します。

1 策定のねらい

第五次富士市総合計画後期基本計画では、若い世代の人口の確保を最上位目標に設定した都市活力再生戦略を新たに立ち上げ、結婚や子育ての支援、雇用の確保、まちの魅力の向上など、3つのプロジェクトを位置付け、特に若い世代の希望に応えられる施策について重点的に取り組み、成果が見え始めてきました。また、富士駅周辺の再開発や新工業団地の開発、総合体育館の建設など、本市の将来を明るくするプロジェクトも動き始めています。

一方で、我が国を取り巻く社会経済情勢は、人口減少・少子高齢化の進行、安全・安心意識の高揚、経済の再生と人手不足、地方分権の進展、官民連携の拡大など、大きく変化し、本市においても同様に、老朽化した都市インフラへの対応や集約・連携型まちづくりの推進など、将来を見据えて乗り越えなければならない課題が山積しています。

また、このような状況下においても、厳しい都市間競争を生き抜き、独自性や創造性を発揮して、地域を牽引する中核的な都市となることが求められています。

このことから、子ども達の笑顔があふれ、若い世代が将来に希望を持ち、高齢者が元気に生きがいを持って暮らしていけるよう、新たなまちづくりの指針となる第六次富士市総合計画を策定します。

2 計画期間と構造

本市の総合計画は、第二次以降、15年または10年のサイクルで計画を策定しています。

このような中、他都市では、行政の最高責任者として首長の主義主張や公約を反映するため、総合計画の期間を首長の任期に合わせている事例があります。

しかしながら、本市の総合計画の基本構想及び基本計画は、社会経済情勢が短期間に大きく変革する中でも、中長期的な視点を踏まえ、多くの市民等の意見や議論を反映して市議会の議決により策定となる計画であります。

したがって、市長の公約の事業は、総合計画の基本構想及び基本計画を踏まえながら、実施計画に反映すべきと考えています。

このことから、第六次富士市総合計画の期間は、行政の整合性・継続性と機動性・柔軟性のバランス等を考慮し、基本構想と基本計画は10年間、実施計画は5年間とします。

なお、必要に応じ基本計画は後期5か年の見直しを行い、実施計画は事業の進捗状況などを踏まえ、毎年度、計画の見直しを行うこととし、計画の構造は、きめ細かな施策・事業の位置付けが可能となる、基本構想、基本計画、実施計画の3層構造とします。

《 年次フロー 》



3 策定方針

(1) 基本姿勢

策定にあたり、次の基本姿勢のもと取り組んでいきます。

① 「市民の声」と「現場主義」

市民との対話を基本に、審議会や懇話会の設置、広報・ウェブサイトの活用、世論（アンケート）調査やパブリックコメント等を実施し、市民活動や企業活動の現場からの問題提起や、行政サービスの最前線での具体的な課題を踏まえ、計画策定の透明性及び公平性の確保を図りながら計画を策定します。

② 真に必要な「施策の推進」と持続可能な「行財政基盤の構築」の両立

財政状況がより一層厳しくなると予想される中、社会経済状況の変化により多様化する市民ニーズに対応した新たな事業を実施していくためには、市民目線に立って、「スクラップ・アンド・ビルド」を徹底し、個々の事業のスケジュールやコストを踏まえ、真に必要な施策や事業の推進と、持続可能な行財政基盤の構築の両立が図られるよう計画を策定します。

③ わかりやすく明確化した計画目標の設定

多くの分野を位置付ける総合計画は、総花的となり、何が重要であり何を優先するのかがわかりづらくなる恐れがあります。

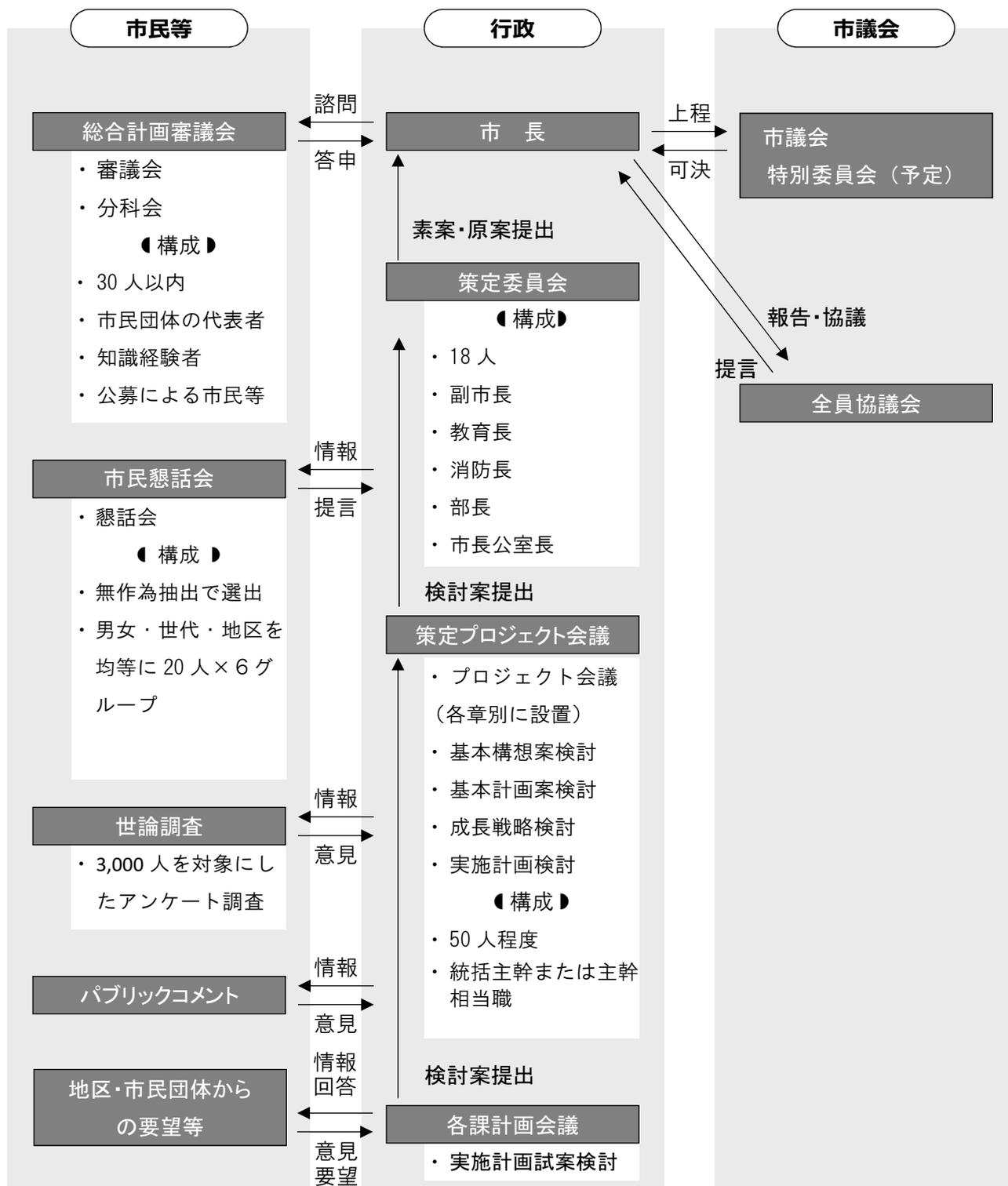
このため、経営資源を集中し優先的に取り組む重点プロジェクトを設定した新たな成長戦略を計画内に位置付け、わかりやすく明確な数値目標の設定により計画を策定します。

(2) 策定体制

第五次富士市総合計画の策定体制を参考に、基本姿勢のとおり、市民の声や現場主義を念頭においた計画づくりが行える体制を整え、策定にあたります。

富士市附属機関設置条例に基づき市民・関係機関が入った審議会を開催するとともに、サイレントマジョリティ（静かなる多数派）を含む市民の声に広く耳を傾けるため、無作為抽出によって選ばれた市民で構成する市民懇話会を設置するほか、全ての職員が課題意識を持ちながら英知を結集して策定します。

《 策定体制図 》



● 庁内体制

今後想定される課題を踏まえると、総合計画に位置付けた施策は総合的・横断的な対応が重要になることから、副市長を委員長とし教育長や全ての部長が参画する策定委員会を組織するとともに、下部組織に分野毎の策定プロジェクト会議と各課計画会議を設置します。

《 庁内体制 》

<p>① 策定委員会</p>	<p>委員長・副委員長を副市長とし、委員には教育長及び部長の職にある者をもって組織し、計画策定に係る総括的なとりまとめを行います。</p>
<p>② 策定プロジェクト会議</p>	<p>構成員は、統括主幹または主幹相当職を各分野から計 50 人程度を選任し、計画の素案・原案の作成にあたります。</p>
<p>③ 各課計画会議</p>	<p>各課において、課長・統括主幹・主幹相当職による計画会議を組織し、所管事務事業の現状、課題、社会経済構造等の変化に伴う将来的な対応について検討し、地区や市内各団体からの要望の回答や計画策定に伴う調書の作成にあたります。</p>

● 市民参画体制

市民と行政が課題を共有し、広く市民意見の収集と周知を図るため、次のような市民参画の体制とします。

《 市民参画体制 》

<p>① 総合計画審議会</p>	<p>条例に基づき、基本構想及び基本計画を審議対象とした総合計画審議会を設置・開催します。また、委員は 30 名以内とし、市民団体の代表者・知識経験者・公募による市民に委嘱し、市長の諮問事項について審議を行っていただきます。</p>
<p>② 市民懇話会</p>	<p>サイレントマジョリティ（静かなる多数派）を含む市民の声を代弁し、本市の現状・課題・市民意識などについての全市的な提言をいただく場として、無作為抽出によって、男女・年代・地区を均等に構成した市民懇話会を設置・開催します。</p>
<p>③ 世論調査 パブリックコメント の実施等</p>	<p>無作為に抽出した 3,000 人を対象にした世論（アンケート）調査やパブリックコメントを実施し、市民意見の収集・周知を幅広く行います。</p>
<p>④ 地区・市民団体等からの 提案・要望等</p>	<p>各地区まちづくり協議会や各種市民団体に、今後の市政や各地区のまちづくり行動等について、提案や要望をいただき、計画に反映します。</p>

(3) 策定スケジュール

計画策定のスケジュール（手順）は、まず、市民参画による意見や提案、要望等を把握しながら、第五次富士市総合計画の評価を行います。

その上で、全庁的な議論を行い、原案を作成します。

その後、総合計画審議会による審議やパブリックコメントを実施し、平成 32（2020）年の市議会 11 月定例会への上程を目指します。

なお、スケジュールは、今後の検討状況に応じて機動的に対応します。

▶ 平成 30（2018）年度

（事前調査、市民ニーズの把握）

● 事前調査の実施

代表的な施策指標などの現状を把握する事前調査を行います。

● 市民ニーズの把握

平成 10 年度及び平成 20 年度に実施した「富士市は住みやすいまち？」などのほか、第五次富士市総合計画に設定した市民満足度を問う世論調査などを実施します。

地区等からの意見や提案、要望をいただくとともに、市民懇話会を開催し、市民ニーズを把握します。

《 策定スケジュール 》

		平成 30（2018）年度			
		4 月～6 月	7 月～9 月	10 月～12 月	1 月～3 月
検討内容					
	事前調査		施策評価等		
	基本構想				
	基本計画				
	実施計画				
会議等					
庁内	策定委員会		★ 設置		
	策定プロジェクト会議				
	各課計画会議		事業調書作成等		
市民	総合計画審議会				
	市民懇話会			① ② ③	6グループ×3回
	地区や市民団体等からの提案・要望		依頼		提出
	パブリックコメント				
議会	全員協議会		★ 全員協議会 (策定方針)		
	計画案の上程				
策定作業					
	策定方針		★ 策定委員会にて決定		
	世論調査				
	人口・世帯推計				
	財政計画				
	市民意見とりまとめ				
	第五次富士市総合計画の評価				
	第六次富士市総合計画期間に予定する事業の整理		各課ヒアリング等		
	各地区まちづくり行動計画（各地区の策定）				
	冊子作成・配布				

➤ 平成 31 (2019) 年度 (原案の作成)

- 人口・世帯推計等
今後の人口等を推計し、改めて計画期間の課題を整理します。
- 原案の作成
市民ニーズや人口推計等を踏まえ、策定プロジェクト会議を開催し、基本構想及び基本計画の原案を作成します。
- 総合計画審議会への諮問
策定した原案を総合計画審議会に諮問し、審議を開始します。

➤ 平成 32 (2020) 年度

(基本構想、基本計画の策定)

- パブリックコメントの実施
総合計画審議会にて概ねの審議終了後、パブリックコメントを実施し、上程する最終案をまとめます。
- 市議会に議案として上程
11 月定例会に議案として上程し、議決により策定となります。
- 冊子の作成・配布
議決された計画を冊子としてまとめ、市民等に配布し、周知します。

平成 31 (2019) 年度				平成 32 (2020) 年度			
4 月～6 月	7 月～9 月	10 月～12 月	1 月～3 月	4 月～6 月	7 月～9 月	10 月～12 月	1 月～3 月
	施策評価等				施策評価等		
★ 市民ニーズ報告 人口推計、基本構想	★ 基本構想	★ 基本計画	★ 基本計画	★ 基本計画	★ パブリック コメント案	★ 議案	
	事業調査作成等				事業調査作成、実施計画等		
		①	②	③	④	⑤	⑥
			中間回答				最終回答
		★ 全員協議会 (基本構想)			★ パブリック コメント案	★ 議案	
						上程・議決	
						指標等	
			中間回答				最終回答

(4) 計画の構成 (案)

● 構成内容

計画の構成は、基本構想では、めざす都市像や施策の大綱を設定し、基本計画では、都市活力再生ビジョン及び第五次富士市総合計画後期基本計画の都市活力再生戦略の後継となる新たな成長戦略や分野別の計画のほか、地区別の計画内容を示します。

基本構想

● めざす都市像	世論調査等の市民ニーズを踏まえ、今後の富士市のまちづくりにおいて、根幹的な考え方や目指すべき姿を「めざす都市像」として設定します。
● 施策の大綱	めざす都市像を実現するため、分野ごとの視点から、まちづくりの目標や取組の方向性を「施策の大綱」として設定します。

基本計画

● 計画のフレーム	最新の統計データを活用して人口推計を行うとともに、策定中の立地適正化計画等と整合した土地利用や財政計画を示します。
● 新たな成長戦略	喫緊の課題に対応するとともに、本市の持続的な発展を目指すため、経営資源を集中し優先的に実施する重点事業を効果的に組み合わせた新たな成長戦略を位置付けます。 また、何を目指し、どれだけ進展したかを示す数値目標を設定します。
● 各論	市議会、監査等を除き、市が行う概ね全ての分野の施策を目的別に整理し、現状の課題を踏まえ、今後の方針や具体的な取組内容を示した施策を位置付けます。 また、全ての施策に代表的な施策指標を設定します。
● 地区別計画	本市では、市内全 26 地区において、住民が主体の「まちづくり行動計画」を策定しており、第六次富士市総合計画と同時期に新たな計画を策定します。次期「まちづくり行動計画」を第六次富士市総合計画に位置付け、併せて市が実施する関連事業を記載することにより地区別計画とします。

● 計画の構成（案）

計画の構成は、下記を基本とし、総合計画審議会等からの意見を踏まえ修正します。

基本構想		本市の目指す都市の将来像やまちづくりの基本目標
第1部 序論	第1章	計画策定の趣旨
	第2章	計画の構成と計画期間
第2部 基本構想	第1章	まちの歩み
	第2章	時代の展望と市民意識
	第3章	めざす都市像
	第4章	施策の大綱
基本計画		基本構想を実現するために取り組む具体的な施策の体系
第1部 総論	第1章	基本計画策定の趣旨
	第2章	計画のフレーム（人口・世帯、土地利用、財政）
	第3章	新たな成長戦略
	第4章	施策の体系
第2部 各論	第1章	安全・安心
	第2章	健康・福祉
	第3章	産業
	第4章	環境
	第5章	教育・文化
	第6章	都市基盤
	第7章	都市経営
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> <p>左記は、第五次富士市総合計画の構成です。 策定委員会等での意見を踏まえ、分野別の施策を目的別に整理・分類します。</p> </div>		
第3部 地区別計画（地区まちづくり行動計画+地区別の事務事業）		
第4部 総合計画の推進にあたって		
	第1章	総合計画を推進する行財政運営
	第2章	計画の進行管理
資料編	第1章	策定の経緯
	第2章	第五次富士市総合計画の評価
	第3章	分野別行政計画 など



富士市
Fuji City

第六次富士市総合計画策定方針

富士市総務部企画課

平成30年6月策定